



# マイナンバーカード再交付のご案内(15歳未満の方)

先日、あなた様から再交付申請のありました**マイナンバー(個人番号)カード**ができましたので、ご案内いたします。

下記の内容にご留意のうえ、**越前町役場 住民環境課**まで**本人がご来庁**ください。

## 1. 交付日時のご予約・お問合せ先

交付の前に暗証番号の設定準備などがございますので、

### まずは、来庁される日時をお伝えください。

住民環境課(電話:34-8708)へお電話いただくか、  
**予約専用ホームページからご予約をお願いします。**



(予約専用ホームページ / 使い方)

## 2. 受付時間

午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)  
※なお、日曜日や平日夜間に窓口を設けることがございます。  
詳しくは、広報えちぜん、町ホームページ、  
お知らせメール、町公式LINEなどでご確認ください。



(町ホームページ 休日/夜間延長)



(お知らせメール登録) (LINE登録)

## 3. ご持参いただくもの

### (1) 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(同封のハガキ)

※裏面に申請者(お子さま)の住所、氏名をご記入ください。

※代理人住所、氏名に窓口へ同行される方の住所、氏名をご記入ください

(表)

(裏)



### (2) お持ちのマイナンバーカード(レ点がある人のみ)

マイナンバーカード



### (3) 個人番号カード再交付手数料(1,000円)

ただし、「有効期限満了」や「追記欄が満欄になった」場合で、現在お持ちのマイナンバーカードを返納できる場合は、再交付手数料はかかりません。

**(4) 本人確認ができる書類**

※顔写真がある公的な身分証明書の場合は、1点

例：マイナンバーカード（申請者本人は有効期限満了後のものでもよい）、  
運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード（顔写真付き）、  
パスポート、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳 など

※顔写真がない、または公的ではない身分証明書の場合は、2点

例：健康保険証、介護保険被保険者証、医療費受給者証、年金手帳、年金証書、  
学生証、母子手帳など



本人確認ができる書類について、詳しくは町ホームページをご覧ください。

(町ホームページ 本人確認書類)

**(5) 保護者の方（法定代理人）の代理権確認書類**

保護者の方の戸籍謄本など、資格を証明する書類が必要です。

ただし、**同一世帯の親子関係の方が窓口に来られる場合は、不要**です。

**(6) 保護者の方（法定代理人）の本人確認ができる書類**

(4)に準じてご用意ください。

**(7) 個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票（様式第2）**

暗証番号を事前にご記入いただくと、手続きがスムーズになります。

（来庁時にご記入いただいても結構です。）

- ① 署名用電子証明書は、15歳未満の方は登録できません。
- ② 利用者証明用電子証明書
- ③ 住民基本台帳事務用アプリの電子証明書
- ④ 券面事項入力補助用アプリの電子証明書

暗証番号は、数字4文字。  
※②、③、④は、  
同じものにできます。

**(8) 個人番号カード多目的利用申請書**

同封の記載例を参考に事前にご記入いただくと、手続きがスムーズになります。

（来庁時にご記入いただいても結構です。）

**4. 代理人に受け取りが委任できる場合**

申請者本人の病気や身体の障がいがある場合、未就学児の場合、その他やむを得ない事情（長期間にわたって国外に留学している場合など）により来庁することが難しい場合に限り代理人にマイナンバーカードの受け取りを委任できます。

その場合、ご持参いただくものが変わりますので、必ずお電話で事前にご相談ください。